

証券コード 3823

2023年11月13日

(電子提供措置の開始日 2023年11月6日)

株 主 各 位

東京都新宿区愛住町22番地
THE WHY HOW DO
COMPANY 株式会社
代表取締役会長 田 邊 勝 己
兼社長

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第19回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.twhdc.co.jp/ir/stock_information/meeting/

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「THE WHY HOW DO COMPANY」又は「コード」に当社証券コード「3823」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面送付により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年11月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、61頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区愛住町22番地 第3山田ビル
THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
3階 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 第三者割当による第13回乃至第15回新株予約権の発行の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条2の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 新株予約権の状況
- ② 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

(提供書面)

事業報告

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(自2022年9月1日至2023年8月31日)におけるわが国経済は、緩やかに回復していますが、世界的な金融引き締め等が続く中、物価上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等の影響が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意していく必要があります。

当社グループの主力事業であるソリューション事業の属するスマートフォン関連市場においては、IoT(※)やAI(人工知能)技術の急速な進化により事業環境は目まぐるしく変化し、企業間競争は激化しております。そのようななか、経済産業省発表の2023年7月の特定サービス産業動態統計月報によれば、情報サービス産業の売上高合計は前年同月比8.5%増加と好調に推移しております。飲食関連事業の主要市場である外食産業市場において、特に居酒屋業態等の売上げの回復には時間を要しており、厳しい事業環境が続いています。教育関連事業の属するデジタル人材関連サービス市場は堅調に成長を継続する見込みであり、当社グループの手掛ける求職者向けの訓練事業においても、オンライン授業等の拡充による運営の効率化を継続し、業績は上昇傾向が続いております。エンタテインメント事業の主要市場の一つであるライブ・エンタテインメント市場は、順調に回復し、コロナ以前の水準に戻ることが予測されており、当社グループにおいても、コンサート等のイベントやファンクラブの活動等による収益に加え、著作権の管理収益等を計上いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、当社の新商号である「THE WHY HOW DO COMPANY」に込められた「多くの出会いや情報ネットワークを通じて、先端的でユニークな顧客価値・社員価値・社会価値を発見し、真に豊かな生活文化を創造する」という新経営理念の下、ブランディングを重視したビジネスモデルの改革を目指しております。

なお、主に飲食関連事業において、新規事業や店舗の撤退等に伴う事業整理損及び減損損失として29百万円を特別損失に計上致しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は941百万円(前年同期比2.4%増)、営業損失は243百万円(前年同期は営業損失161百万円)、経常損失は296百万円(前年同期は経常損失162百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は347百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失403百万円)、EBITDAは211百万円の赤字(前年同期は77百万円の赤字)となりました。

また、販売費及び一般管理費、子会社の業務委託費及び役員報酬が増加したこと等

に伴い、562百万円（前年同期比6.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（ソリューション事業）

ソリューション事業は、スマートフォン向けプラットフォームソリューションやIoT（※）関連ソリューション等を展開する「プラットフォーム」分野、ソーシャルゲームやアプリ関連等を行う「コンテンツサービス」分野及びその他受託開発案件等を行っております。

プラットフォーム分野においては、安定的な収益軸のひとつである携帯電話販売店の店頭デモ端末管理システム「Multi-package Installer for Android」は売上が減少いたしましたでしたが、ストック型ビジネスとして継続しております。また、「i・Ball TechnicalPitch」の開発など、システム開発を基盤としたIoT（※）関連事業の拡大に向けた取り組みも継続して進めております。

コンテンツサービスの分野においては、複数のプラットフォームでソーシャルゲームやアプリを提供し、市場獲得に取り組んでおります。公益財団法人日本サッカー協会公式ライセンスのもと提供している「サッカー日本代表ヒーローズ」は2011年12月のサービス開始から10年を超え、長年にわたり多くのコアなファンに楽しんで頂いております。

プラットフォーム分野の一部における契約の終了、ソーシャルゲームの一部の事業譲渡、スポーツIoT分野の不振等により、売上高が大幅に減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は337百万円（前年同期比44.0%減）、セグメント損失は57百万円（前年同期は85百万円の利益）となりました。

（飲食関連事業）

飲食関連事業は、商標権の管理、不動産のサブリース及び飲食業等を行っております。情報の発信地「渋谷」において多数の年間顧客動員数を誇る「渋谷肉横丁」商標権の管理を行い、そのブランド知名度と実店舗への集客力を活かした新たな連携による展開を目指しております。不動産のサブリースでは、首都圏に2店舗を展開しております。飲食業では、東京都渋谷区のちとせ会館の「渋谷肉横丁」において8区画を運営しております。直営店については、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復に時間を要しており、また人件費や食材高騰の影響により、厳しい収益状況が続いております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は184百万円（前年同期比4.5%増）、セグメント損失は41百万円（前年同期はセグメント損失26百万円）となりました。

（教育関連事業）

教育関連事業は、新宿校において3教室を開講し、主に訓練期間を約半年とする求職者向けITスクール等の研修を行っております。雇用情勢は改善傾向にあるため受講者数の増加が容易ではない状況になりつつありますが、オンライン授業に加えて、e

ラーニングによるコースを開始しており、新たに横浜校を開校するとともに順次教材を拡充しており、さらなる成長を目指しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は173百万円（前年同期比23.2%増）、セグメント利益は52百万円（前年同期比46.6%増）となりました。

（エンタテインメント事業）

エンタテインメント事業は、当社の強みであるIT技術を活かし、音楽家の小室哲哉氏を中心に、楽曲製作及びコンサート活動等の核となる事業のほか、音楽とIT技術を融合させた新たな事業展開を進めます。当連結会計年度においては、中核となるコンサート等のイベント出演やファンクラブの活動等による収益及び著作権の管理収益等を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は243百万円、セグメント利益は54百万円となりました。

（注）※ IoT

モノのインターネット（Internet of Things）。

従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットに、それ以外の各種家電製品、生活環境などの情報を取得する各種のセンサー等、さまざまな"モノ"を接続する技術。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は114百万円であります。その主なものは、ソリューション事業におけるソフトウェアの新規開発等の開発投資、及び工具器具備品等の取得並びにエンタテインメント事業による有形固定資産等の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は2023年6月30日を効力発生日とし、ソリューション事業に係る権利義務を会社分割により2023年6月30日に設立したWHDCアクロディア株式会社に継承させ、純粋持株会社体制へ移行しました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、2022年8月31日付で株式譲渡に関する取締役会決議を行い、Povilions株式会社の株式を85%取得したことにより、2023年9月1日付で連結の範囲に含めております。また、当社が52.63%出資するOne's Room株式会社を2023年8月10日付で設立したことにつき、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年 8 月期)	第 17 期 (2021年 8 月期)	第 18 期 (2022年 8 月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2023年 8 月期)
売 上 高(千円)	1,147,162	901,531	919,084	941,143
親 会 社 株 主に 帰 属 する(千円) 当期純損失(△)	△1,050,788	△581,017	△ 403,280	△347,530
1 株 当 た り 当期純損失(△) (円)	△40.05	△20.27	△ 12.66	△10.02
総 資 産(千円)	1,623,579	1,405,623	1,670,057	1,353,949
純 資 産(千円)	971,666	748,002	1,102,906	812,665
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	33.77	23.88	30.21	20.38

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年 8 月期)	第 17 期 (2021年 8 月期)	第 18 期 (2022年 8 月期)	第 19 期 (当事業年度) (2023年 8 月期)
売 上 高(千円)	677,370	603,693	543,596	308,248
当期純損失(△) (千円)	△867,966	△844,650	△ 408,656	△351,971
1 株 当 た り 当期純損失(△) (円)	△33.08	△29.47	△ 12.83	△10.15
総 資 産(千円)	1,534,987	1,124,239	1,355,057	957,863
純 資 産(千円)	1,188,867	697,088	1,014,265	665,188
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	41.49	22.21	27.83	17.68

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社渋谷肉横丁	66,500千円	100%	不動産のサブリース事業・飲食事業・商標権使用許諾の運営等
株式会社インタープラン	20,000千円	100%	教育関連事業等
WHDCエンタテインメント株式会社（注1）	15,500千円	100%	ブロックチェーン関連事業等
株式会社セントラル・ベア・アセット・マネジメント	71,000千円	100%	第二種金融商品取引業
GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS,LLC	US\$1,000.00	100%	ビンゴシステムの提供
株式会社 SOUND PORT	15,010千円	85.07%	著作権管理
Pavilions株式会社（注2）	5,000千円	85%	芸能活動及び芸能活動に付随する業務
株式会社CATCH THE STAR	5,000千円	100%	食料品、農産物、海産物の輸出入業、卸売業及び小売業
WHDCアクロディア株式会社（注3）	10,000千円	100%	ソリューション事業
One's Room株式会社（注4）	95,000千円	52.63%	仮想空間におけるコミュニケーションプラットフォームの運営
WHDCロジテック株式会社（注5）	5,000千円	100%	倉庫及び貨物運送取扱事業

(注) 1 当社は、2023年7月25日開催の取締役会において、株式会社クリプト・フィナンシャル・システムの商号をWHDCエンタテインメント株式会社へ変更することを決議し、2023年7月26日をもって商号を変更しております。

2 当社は、2022年8月30日開催の取締役会において、Pavilions株式会社（以下「Pavilions」といいます。）の株式85%をPavilions代表取締役小室哲哉氏より取

得し子会社化することを決議し、2022年9月1日付で小室哲哉氏との間で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、2022年9月1日付で Pavilionsの株式を取得し、子会社化をいたしました。現在、Pavilionsは当社の連結子会社となっております。

- 3 当社は、持株会社に移行するために、2023年4月25日開催の取締役会において、当社の事業部を分割子会社化することを決議し、2023年6月30日に分割子会社としてWHDCアクロディア株式会社を設立しております。現在、WHDCアクロディア株式会社は当社の連結子会社となっております。
- 4 当社は、2023年3月28日開催の取締役会において、当社の新規事業として進めている「One's Room」を、信華信技術股份有限公司との合弁会社へ移行し事業を進めることを決議し、2023年8月10日に当社と信華信技術股份有限公司との合弁会社としてOne's Room株式会社を設立しております。現在、One's Room株式会社は当社の連結子会社となっております。
- 5 当社は、2023年7月25日開催の取締役会において、独自物流網の構築事業を立ち上げることを決議し、2023年8月15日に当社グループの新規事業部門としてWHDCロジテック株式会社を設立しております。現在、WHDCロジテック株式会社は当社の連結子会社となっております。

当社は、2023年8月29日開催取締役会において、株式会社宇部整環リサイクルセンターの株式取得（子会社化）を決議し、2023年9月4日付けで株式会社宇部整環リサイクルセンターの全株式取得手続きを完了し、同社を完全子会社化いたしました。

③ その他 重要な業務提携の状況

相手先	契約内容
株式会社MT・INVESTMENTS	「Technical Pitch」独占的販売権 「オンラインビンゴシステム」独占的販売権
KDD I 株式会社	「スポーツIoTサービス」の提供に係る包括的な契約
株式会社ダイコーホールディングスグループ	「Will Pay」サービスの提供に係る包括的な契約
興和株式会社	新ECプラットフォームの開発 マーケティング・DX化の開発 (現在開発の目処が立っておりません)
小室 哲哉	メタバース・NFT事業及びブロックチェーン事業
信華信技術股份有限公司	仮想空間におけるコミュニケーションプラットフォームの運営

(4) 対処すべき課題

IT関連市場においては、インターネットや携帯電話等の通信環境の進化に加えて生成AI（人工知能）の劇的な進化など、非常なスピードで技術革新が進んでいる状況であり、最先端のIoT及びAIによるイノベーションを活用すること等により、事業環境は目まぐるしく変化するものと考えられます。コロナ禍からの回復の一方で大幅なインフレにより、当社グループの行う飲食関連事業等は厳しい環境が続き、求職者向けITセミナーを行う教育関連事業についても雇用の回復にともなう受講者の動向に対処する必要があります。

このような事業環境の下、以下の取り組みを対処すべき課題として推進してまいります。

① 既存サービスの継続的な維持

ソリューション事業において、スマートフォン向け各種ソリューションを提供するプラットフォームサービスでは、現在、主に「Multi-package Installer for Android」を運用しております。大きな追加投資は行わず、既存顧客からの売上をベースとしたコスト管理を徹底し、収益管理を行っております。また、コンテンツサービスでは、主にスマートフォン向けにソーシャルゲームやアプリ等、コンテンツの提供を行っております。コアなファン層を持つゲームを複数のプラットフォームで展開することでリスクを分散しながら収益性を重視した運用を図ってまいります。

飲食関連事業においては、コロナ禍からの回復の一方でインフレによる食材の大幅な高騰により厳しい環境が続いており、コロナ禍において大きな影響を受けた飲食の直営店舗については終息させていく方針であり、当面は商標権の管理、サブリースに集中して継続を図る方向としております。

教育関連事業は、主として求職者向けITセミナーを行っており、雇用環境の回復に伴う受講生や行政対応の動向について注視していく必要があります。

② 新たな事業の開拓等

ソリューション事業における、IoTによるセンサ内蔵野球ボール「i・Ball Technical Pitch」などスポーツIoT関連サービスについては、オンラインレッスンなどインターネットプラットフォームサービスとしての展開も積極的に推進しております。ハイシंकグループとの合弁子会社のOne's Roomにおいてバーチャルルーム（部屋）を中心とした新しいコミュニティプラットフォームを提供するなど、新規サービスを展開してまいります。

教育事業においては、オンライン授業に加えてeラーニングの導入が進んでおり、その活用を大幅に広げ、推進しようとしております。これにより、収益の積み増しを図る施策を進めてまいります。

開始するエンタテインメント事業においては、音楽家の小室哲哉氏をエンタテインメント事業の中核として、興行等イベントへの出演等に加えて、音楽とITを融合させ、One's Roomなど新しいサービスを順次展開してまいります。

今後も収益基盤の強化に向け、新規事業の取得などを通して事業分野の拡大を図り、中長期的な成長を目指してまいります。

③ コスト管理

販売費及び一般管理費については、業務効率化により、継続的にコスト削減を行っております。開発稼働率の向上に向けたプロジェクト管理の強化を進め、開発効率の改善を図っております。

④ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループでは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。子会社の経営及び管理体制を含めたさらなる内部管理体制の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

事業区分	主要な事業内容		主要な会社
ソリューション事業	プラットフォームソリューション	スマートフォン向けのコンテンツサービスを実現するプラットフォームをはじめ、インターホンやスポーツ向けのIoTサービスソリューション等を提供しています。	WHDCアクロディア(株) WHDCエンタテインメント(株) GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC
	コンテンツサービス	スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームを提供しています。	WHDCアクロディア(株)
飲食関連事業	不動産の商標権の管理、サブリース及び飲食業等を行っています。		(株)渋谷肉横丁
教育関連事業	訓練期間を約半年とする求職者向けITスクールのセミナーを行っています。		(株)インタープラン
エンタテインメント事業	興行等イベントへの出演、ファンクラブの運営、小室哲哉氏の著作権管理業務等を行っています。		(株)SOUND PORT Pavilions(株)

(6) 主要な営業所（2023年8月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本	社	東京都新宿区
---	---	--------

② 子会社の主要な営業所

株式会社渋谷肉横丁	東京都新宿区
株式会社インタープラン	東京都新宿区
WHDCエンタテインメント株式会社（注）	東京都新宿区
株式会社セントラル・ベア ー・アセット・マネジメン ト	熊本県熊本市
GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMUS,LLC	米国グアム準州
株式会社SOUND PORT	東京都港区
Pavilions株式会社	東京都港区
株式会社CATCH THE STAR	鳥取県境港市
WHDCアクロディア株式 会社	東京都新宿区
One's Room株式会社	東京都新宿区
WHDCロジテック株式 社	東京都新宿区

(注) 当社は、2023年7月25日開催の取締役会において、株式会社クリプト・フィナンシャル・システムの商号をWHDCエンタテインメント株式会社へ変更することを決議し、2023年7月26日をもって商号を変更しております。

(7) 使用人の状況（2023年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソリューション事業部	14名（-名）	3名減（-）
飲食関連事業	-名（1名）	-（-）
教育関連事業	7名（14名）	1名増（-）
全社共通	12名（-名）	2名増（-）
合計	33名（15名）	-（-）

- (注) 1. 使用人数は就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向社員を含む。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人数を（ ）で外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名（一名）	15名減（－）	50歳	4.4年

(注) 使用人数は就業人数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人数を（ ）で外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年8月31日現在）

借入先	借入額
城南信用金庫	289,170千円
日本政策金融公庫	32,685千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

重要事象等

当社グループは、2009年8月期以降、2018年8月期を除き営業損失を計上する状況が続いております。前連結会計年度において営業損失161百万円、親会社株主に帰属する当期純損失403百万円を計上することとなり、当連結会計年度においても営業損失243百万円、親会社株主に帰属する当期純損失347百万円を計上していることから、今後も継続的に営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の黒字を確保する体質への転換にはいましばらくの時間を要することが見込まれるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、当該状況を解消すべく、安定的な収益確保と既存事業とのシナジーを見込める事業のM&Aを積極的に進めることによる持続的な成長のための施策を図る方針は維持しながら、黒字を確保する体質への転換には時間を要するとの判断から、手元流動性の確保に努めるとともに、新規サービスの提供による収益確保とともに、既存事業の立て直しを進めております。その一環として、子会社である宇部整環リサイクルセンターによる産業廃棄物処理事業の開始や、One's Roomによる新たなサービスの開始など複数の新規事業の開始に向けて取り組んでまいります。

財務状況の面では、当連結会計年度末日における現金及び現金同等物は520百万円になりました。今期から開始したエンタテインメント事業は営業黒字を計上し、当社グループの業績に寄与を始めております。また、複数の新規事業の開始により、当社グループを飛躍させるための重要な成長戦略を促進し中長期的な成長に向けて収益向上を目指してまいります。

コロナ禍で落ちた売り上げからの回復には想定を上回る時間を要しており、当連結会計年度においては営業キャッシュ・フローの赤字を計上することとなりましたが、これらの施策を通じた収益性及び財務面の改善により、営業キャッシュ・フローの黒字化を目指すとともに、今後も安定的な収益を確保し財務体質のさらなる改善を図ってまいります。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 34,680,693株
- ③ 株主数 11,999名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
田邊 勝己	3,593,500	10.36
興和株式會社	3,080,000	8.88
株式会社 S B I 証券	849,511	2.44
楽天証券株式会社	676,500	1.95
日本証券金融株式会社	446,400	1.28
株式会社証券ジャパン	358,100	1.03
佐藤 正人	298,300	0.86
a u カブコム証券株式会社	247,730	0.71
J P モルガン証券株式会社	238,400	0.68
岸間 健	185,000	0.53

(注) 持株比率は、自己株式 (93株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長	田邊勝己	弁護士法人カイロス総合法律事務所代表社員弁護士 管理部管掌 経営企画部管掌
取締役副社長	伊藤剛志	One's Room株式会社取締役
取締役	篠原洋	One's Room株式会社代表取締役 株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメント代表取締役
取締役	國吉芳夫	内部監査室管掌 内部監査室長委嘱
取締役	逢坂貞夫	逢坂貞夫法律事務所弁護士
取締役	足立敏彦	弁護士法人カイロス総合法律事務所弁護士
取締役	佐久間博	株式会社日本ナレッジサービス代表取締役 株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメント取締役
取締役	弦間明	株式会社資生堂特別顧問 テレビ朝日ホールディングス株式会社取締役 監査等委員 株式会社テレビ朝日監査役 コナミグループ株式会社社外取締役監査等委員 コナミグループ株式会社社上席顧問
常勤監査役	橋本直樹	株式会社資生堂パーラー参与
監査役	井内康文	—
監査役	森井じゅん	森井会計事務所代表公認会計士・税理士 株式会社城南紙商代表取締役 東京都品川区監査委員 ワイエスフード株式会社社外取締役 パス株式会社社外取締役 監査等委員 東都水産株式会社社外監査役 One's Room株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 逢坂貞夫、足立敏彦、佐久間博及び弦間明は、社外取締役であります。
2. 監査役 橋本直樹及び森井じゅんは、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 橋本直樹は、24年間経営企画・財務会計を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役 井内康文は、報道関係等における豊富な経験と実績の知見を有するものであります。
5. 監査役 森井じゅんは経営者としての豊富な経験と実績を有しており、また公認会計士、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役 逢坂貞夫、佐久間博及び弦間明並びに社外監査役 森井じゅんを東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 代表取締役会長 田邊勝己は、2023年8月10日をもって、代表取締役会長兼社長に就任いたしました。
取締役 伊藤剛志は、2023年9月1日をもって、取締役副社長に就任いたしました。
代表取締役社長 篠原洋は、2023年8月10日をもって、代表取締役の任を辞任し、取締役となりました。
8. 2022年12月1日に取締役に就任した小室哲哉氏は、2023年7月31日をもって、辞任により取締役に退任しました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役でない各取締役及び各監査役はすべて、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

当社において取締役の報酬等につきましては、各取締役の職責や役位に応じて支給する報酬となっております。

基本報酬については、金銭による固定報酬として支給しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

基本報酬決定の際に、業績や経営環境等も考慮して決定しておりますが、業績連動報酬等は採用しておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させることを目的として、適宜、有償にて新株予約権を発行しておりますが、公正価格にて有償で発行するものであり、また各引受者の投資判断に基づき引受けるもので、報酬として支給するものではありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬を金銭による固定報酬として支給しております。また、業績連動報酬等、非金銭報酬等は支給しておりません。

- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針
取締役の報酬は、毎年11月に開催する定時株主総会の終結後に翌12月から翌年11月までの報酬月額を決定し、翌12月より支給するものとしております。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項
当社の取締役の報酬等の額の決定は、取締役会の決議により代表取締役委任されております。取締役会が代表取締役にこれらの決定を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断しているためであります。
- g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項
該当事項はありません。

□ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業務連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	28,632 (6,612)	28,632 (6,612)	— (—)	— (—)	8 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	7,800 (6,000)	7,800 (6,000)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	36,432 (12,612)	36,432 (12,612)	— (—)	— (—)	11 (6)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。
2. 取締役の報酬限度額は、2022年4月27日開催の臨時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役1億円以内。使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は4名）です。
3. 監査役報酬限度額は、2022年4月27日開催の臨時株主総会において年額5,000万円以内（うち社外監査役3,000万円以内）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。
4. 当事業年度の報酬等の額につきましては取締役会の一任により、当時の代表取締役社長であった篠原洋が決定しました。

④ 社外役員に関する事項（2023年8月31日現在）

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼 職 先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	逢坂貞夫	逢坂貞夫法律事務所	弁護士	特別の関係はありません。
社外取締役	足立敏彦	弁護士法人カイロス総合法律事務所	弁護士	顧問弁護士事務所
社外取締役	佐久間博	株式会社日本ナレッジサービス	代表取締役	特別の関係はありません。
		株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメント	取締役	当社子会社。特別の関係はありません
社外取締役	弦間明	株式会社資生堂	特別顧問	特別の関係はありません。
		テレビ朝日ホールディングス株式会社	取締役監査等委員	特別の関係はありません。
		株式会社テレビ朝日	監査役	特別の関係はありません。
		コナミグループ株式会社	上席顧問	特別の関係はありません。
社外監査役	橋本直樹	株式会社資生堂パーラー	参与	特別の関係はありません。
社外監査役	森井じゅん	森井会計事務所	代表公認会計士・税理士	特別の関係はありません。
		株式会社城南紙商	代表取締役	特別の関係はありません。
		東京都品川区	監査委員	特別の関係はありません。
		ワイエスフード株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。
		パス株式会社	社外取締役監査等委員	特別の関係はありません。
		東都水産株式会社	社外監査役	特別の関係はありません。
		One's Room株式会社	社外監査役	当社子会社 特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名		出席及び発言状況
社 外 取 締 役	逢 坂 貞 夫	当期中に開催の取締役会16回のうち全てに出席し、長年の検察官として培われた経験と弁護士としての立場から、高度な法的専門的議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会内外において高度な法的専門性、幅広い視野及び高い見識に基づく助言・提言を行っています。
社 外 取 締 役	足 立 敏 彦	当期中に開催の取締役会16回のうち全てに出席し、長年の検察官として培われた経験と弁護士としての立場から、高度な法的専門的議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会内外において高度な法的専門性、幅広い視野及び高い見識に基づく助言・提言を行っています。
社 外 取 締 役	佐 久 間 博	当期中に開催の取締役会16回のうち全てに出席し、経営者としての豊富な経験と実績から、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会内外において事業会社での豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
社 外 取 締 役	弦 間 明	当期中に開催の取締役会16回のうち全てに出席し、経営者としての豊富な経験と実務経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会内外において事業会社における豊富な経験と実績に基づく助言・提言を行っています。
社 外 監 査 役	橋 本 直 樹	当期中に開催の取締役会16回のうち全てに出席し、監査役会11回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会及び監査役会内外に、事業会社の24年間の経営企画・財務会計部門の知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務及び助言・提言を行っています。また、監査役会において、当社の経営状況やコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役	森 井 じゅん	当期中に開催の取締役会16回のうち15回に出席し、監査役会11回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会及び監査役会内外において東京都品川区の監査委員及び公認会計士・税理士としての経験等から取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務及び助言・提言を行っています。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づき取締役会の決議の省略（書面決議）を1回実施しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 フロンティア監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,510千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	31,510千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が、会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から監査計画等について説明を受け、前年の監査計画と監査報酬等を比較し、報酬額の見積りの妥当性を検討したうえで同意の判断を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	830,349	流動負債	241,462
現金及び預金	520,032	買掛金	21,556
売掛金	134,370	短期借入金	61,121
商品及び製品	2,686	未払法人税等	31,502
仕掛品	10,867	未払金	86,550
前渡金	735	未払費用	17,422
前払費用	12,794	その他	23,308
短期貸付金	79,567	固定負債	299,821
その他	110,932	長期借入金	276,087
貸倒引当金	△41,636	資産除去債務	5,600
固定資産	523,599	長期預り保証金	10,200
有形固定資産	57,857	その他	7,934
建物及び構築物	25,736	負債合計	541,283
工具、器具及び備品	3,521	純資産の部	
土地	19,691	株主資本	674,426
その他	8,907	資本金	1,115,442
無形固定資産	155,226	資本剰余金	2,260,651
のれん	14,958	利益剰余金	△2,701,505
商標権	46,473	自己株式	△161
ソフトウェア仮勘定	93,794	その他の包括利益累計額	32,299
投資その他の資産	310,515	為替換算調整勘定	32,299
関係会社株式	5,000	新株予約権	51,870
長期貸付金	354,665	非支配株主持分	54,068
長期未収入金	164,084	純資産合計	812,665
その他	53,092	負債純資産合計	1,353,949
貸倒引当金	△266,326		
資産合計	1,353,949		

連結損益計算書

(2022年 9月1日から
2023年 8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		941,143
売 上 原 価		622,062
売 上 総 利 益		319,080
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		562,999
営 業 損 失		243,918
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,129	
受 取 配 当 金	2	
消 費 税 等 免 除 益	15,225	
そ の 他	1,217	27,573
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,685	
為 替 差 損	3,298	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	49,243	
株 式 交 付 費	262	
支 払 手 数 料	24,410	
そ の 他	712	80,612
経 常 損 失		296,957
特 別 損 失		
事 業 整 理 損	16,078	
減 損 損 失	11,418	
固 定 資 産 除 却 損	2,066	29,563
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		326,520
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	18,722	
法 人 税 等 調 整 額	△533	18,188
当 期 純 損 失		344,709
非支配株主に帰属する当期純利益		2,821
親会社株主に帰属する当期純損失		347,530

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	366,878	流 動 負 債	159,935
現金及び預金	213,516	短期借入金	20,016
売掛金	14,879	未払金	120,840
前払費用	3,263	未払費用	2,956
短期貸付金	48,400	預り金	6,007
未収入金	63,137	未払法人税等	9,812
その他	35,673	その他	302
貸倒引当金	△11,993	固定負債	132,740
固 定 資 産	590,984	長期借入金	124,940
有形固定資産	-	預り保証金	2,200
無形固定資産	-	資産除去債務	5,600
投資その他の資産	590,984	負債合計	292,675
投資有価証券	0	純 資 産 の 部	
関係会社株式	356,020	株 主 資 本	613,317
長期貸付金	53,696	資 本 金	1,115,442
関係会社貸付金	615,760	資 本 剰 余 金	2,260,651
役員貸付金	16,561	資 本 準 備 金	2,260,651
長期未収入金	150,104	利 益 剰 余 金	△2,762,614
ゴルフ会員権	24,857	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,762,614
差入保証金	5,524	繰越利益剰余金	△2,762,614
その他	100	自 己 株 式	△161
貸倒引当金	△631,642	新株予約権	51,870
資産合計	957,863	純資産合計	665,188
		負債純資産合計	957,863

損 益 計 算 書

(2022年 9月1日から
2023年 8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		308,248
売 上 原 価		216,256
売 上 総 利 益		91,991
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		351,413
営 業 損 失		259,421
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14,948	
受 取 配 当 金	2	
為 替 差 益	871	
そ の 他	26	15,848
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,578	
株 式 交 付 費	262	
支 払 手 数 料	24,409	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	88,785	
そ の 他	0	115,035
経 常 損 失		358,608
特 別 損 失		
減 損 損 失	670	670
税 引 前 当 期 純 損 失		359,278
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△7,306	△7,306
当 期 純 損 失		351,971

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月27日

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人
東京都品川区

指定社員	公認会計士	藤井幸雄
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	酒井俊輔
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年8月29日開催の取締役会において、株式会社宇部整環リサイクルセンターの株式取得（子会社化）を決議し、2023年9月4日付けで同社の全株式取得手続きを完了し、同社を完全子会社化した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年10月24日開催の取締役会において、EVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第13回乃至第15回新株予約権（以下、「本新株予約権」）及び無担保社債（私募債）の発行並びに本新株予約権の買取契約を割当予定先との間で締結することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月27日

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人
東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士	藤 井 幸 雄
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	酒 井 俊 輔
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年8月29日開催の取締役会において、株式会社宇部整環リサイクルセンターの株式取得（子会社化）を決議し、2023年9月4日付けで同社の全株式取得手続きを完了し、同社を完全子会社化した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年10月24日開催の取締役会において、EVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第13回乃至第15回新株予約権（以下、「本新株予約権」）及び無担保社債（私募債）の発行並びに本新株予約権の買取契約を割当予定先との間で締結することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況報告を定期的な受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月31日

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
監 査 役 会

常勤監査役（社外）橋 本 直 樹 ㊟

監査役 井 内 康 文 ㊟

監査役（社外）森 井 じ ゅ ん ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、2023年4月25日公表の「純粋持株会社体制への移行及び会社分割（簡易新設分割）による子会社設立に関するお知らせ」のとおり、意思決定の迅速化及び子会社間の競争力強化のため、純粋持株会社体制に移行いたしました。移行に伴い、現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加するとともに、号文の変更及び新設を行うものであります。
- (2) 当社の定款第5条に定める発行可能株式総数は120,000,000株であり、2023年10月24日現在の当社発行済株式総数は34,680,693株となっております。2023年10月24日公表の「第三者割当による第13回乃至第15回新株予約権及び無担保社債（私募債）の発行並びに新株予約権買取契約の締結に関するお知らせ」記載の第13回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の発行による増資、並びに調達した資金を用いた事業拡大及び将来の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を増加させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1.～6. (条文省略)</p> <p>7. <u>知的財産権（著作権、商品化権等）の管理、販売及び使用許諾等</u></p> <p>8. <u>インターネット、コンピュータ、携帯電話、カーナビゲーションシステム、テレビゲーム機器等を利用した情報通信サービス、情報提供サービス、その他情報処理サービス</u></p> <p>9. <u>仮想移動体通信事業及び仮想移動体通信支援業務</u></p> <p>10. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></p> <p>11. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>12. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>13. <u>広告及び宣伝業</u></p> <p>14. <u>広告代理業</u></p> <p>15. <u>出版業</u></p> <p>16. <u>不動産賃貸業</u></p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>当社は、次の事業を営むこと及び次</u><u>の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u></p> <p>1.～6. (現行どおり)</p> <p>7. <u>コンピュータ及びその周辺機器の販売並びに保守業務</u></p> <p>8. <u>コンピュータに関する要員の教育業務</u></p> <p>9. <u>コンピュータシステムのコンサルティング業務</u></p> <p>10. <u>コンピュータグラフィックスの企画、開発</u></p> <p>11. <u>コンピュータに関するビデオテープの企画、制作、演出、台本の作成</u></p> <p>12. <u>コンピュータ関連の書籍の販売</u></p> <p>13. <u>コンピュータに関する講演、講義、執筆</u></p> <p>14. <u>コンピュータ操作に関する通信教育</u></p> <p>15. <u>コンピュータのソフトウェアの個人及び企業への教育</u></p> <p>16. <u>インターネットにホームページを製作する業務</u></p>

現行定款	変更後定款
17. <u>株式・債券等への投資に関する業務</u>	17. <u>インターネット、コンピュータ、携帯電話、カーナビゲーションシステム、テレビゲーム機器等を利用した情報通信サービス、情報提供サービス、その他情報処理サービス</u>
18. <u>企業診断、投資計画及び企業経営に関するコンサルティング</u>	18. <u>インターネットによる情報提供及び物販事業</u>
19. <u>投資事業組合の資産運用及び管理に関する業務</u>	19. <u>インターネットを使った通信販売業務</u>
20. <u>化粧品、健康食品、医薬部外品、日用品、食料品、アパレル製品、電気製品の企画、開発、製造、販売及び輸出入</u>	20. <u>仮想空間におけるコミュニケーションプラットフォームの運営</u>
21. <u>雑誌・書籍・楽譜等印刷物の企画、編集、出版及び販売</u>	21. <u>AI技術を用いたコミュニケーションプラットフォームの開発</u>
22. <u>著作権、出版権、特許権、商標権等の保有</u>	22. <u>仮想空間向けコンテンツの開発、販売及びコンサルティング</u>
23. <u>インターネットによる音楽、映像の配信及び販売</u>	23. <u>想空間向けコンサート、演劇、演芸、講演、スポーツ等各種イベントの企画、制作、興行</u>
24. <u>コンサート、演劇、演芸、講演、スポーツ等各種イベントの企画、制作、興行</u>	24. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u>
25. <u>音楽とITの融合作品の配信、販売並びに音楽とITの融合研究</u>	25. <u>仮想移動体通信事業及び仮想移動体通信支援業務</u>
26. <u>アーティスト、タレントのマネージメントに関する業務</u>	26. <u>労働者派遣事業</u>
27. <u>コンサート、映画、演芸、スポーツ等のチケットの販売</u>	27. <u>労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業</u>
28. <u>前各号に附帯する一切の業務業務</u>	28. <u>有料職業紹介事業</u>
(新設)	29. <u>人材派遣業</u>
	30. <u>広告及び宣伝業</u>
	31. <u>広告代理業</u>
	32. <u>化粧品、健康食品、医薬部外品、日用品、食料品、アパレル製品、電気製品の企画、開発、製造販売及び輸出入</u>
	33. <u>食料品及び食材、飲料水、電気製品、美容用品、化粧品、健康</u>

現行定款	変更後定款
	<p>食品、サプリメント、医薬部外品、下着、衣料品、日用品雑貨、家具、インテリア用品、文房具、貴金属装飾品、室内装飾品の企画、開発、販売、輸出入</p> <p>34. <u>酒類販売業</u></p> <p>35. <u>米穀類の卸販売と小売業及び輸入、輸出</u></p> <p>36. <u>飲食店、ホテル及び旅館の経営</u></p> <p>37. <u>フランチャイズシステムによる飲食店の経営</u></p> <p>38. <u>出版業</u></p> <p>39. <u>雑誌・書籍・楽譜等印刷物の企画、編集、出版及び販売</u></p> <p>40. <u>知的財産権（著作権、商品化権等）の管理、販売及び使用許諾等</u></p> <p>41. <u>商標権、ノウハウその他の知的財産の取得、譲渡、管理、及び使用許諾</u></p> <p>42. <u>著作権、出版権、特許権、商標権等の保有</u></p> <p>43. <u>インターネットによる音楽、映像の配信及び販売</u></p> <p>44. <u>コンサート、演劇、演芸、講演、スポーツ等各種イベントの企画、制作、興行</u></p> <p>45. <u>音楽とITの融合作品の配信、販売並びに音楽とITの融合研究</u></p> <p>46. <u>アーティスト、タレントのマネージメントに関する業務</u></p> <p>47. <u>コンサート、映画、演芸、スポーツ等のチケットの販売</u></p> <p>48. <u>ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング</u></p> <p>49. <u>その他のブロックチェーンの一般サービス</u></p> <p>50. <u>クラウドファンディングを活用した資金調達支援業務</u></p> <p>51. <u>フィンテックを利用した金融に関する情報提供サービス</u></p>

現行定款	変更後定款
	<p>52. <u>暗号資産の売買または他の暗号資産との交換</u></p> <p>53. <u>前号に掲げる行為の媒介、取次ぎまたは代理</u></p> <p>54. <u>前号及び前々号に掲げる行為に関する金銭または暗号資産の管理</u></p> <p>55. <u>企業診断、投資計画及び企業経営に関するコンサルティング</u></p> <p>56. <u>投資事業組合の資産運用及び管理に関する業務</u></p> <p>57. <u>信託受益権の取得、保有及び処分</u></p> <p>58. <u>株式・債券等への投資に関する業務</u></p> <p>59. <u>有価証券の保有及び取得</u></p> <p>60. <u>ベンチャーキャピタル業務全般（未公開会社の株式・社債への投資、各種投資事業組合の運営・管理、株式公開に関するコンサルティング）</u></p> <p>61. <u>中小企業等投資事業有限責任組合財産の管理運営業務</u></p> <p>62. <u>投資顧問業</u></p> <p>63. <u>金融商品取引法2種に関する業務</u></p> <p>64. <u>集団投スキームの募集、運用及び管理</u></p> <p>65. <u>金融商品取引法に定める適格機関投資家等特例業務</u></p> <p>66. <u>経営一般に関するコンサルティング業務</u></p> <p>67. <u>投資業、投資コンサルタント業</u></p> <p>68. <u>投資業企業間の提携及び合併に関する仲介及びコンサルティング業務</u></p> <p>69. <u>企業価値の評価、資産運用管理、経営及び財務に関するコンサルタント業務</u></p> <p>70. <u>企業間の提携及び合併に関する仲介及びコンサルタント業務</u></p> <p>71. <u>貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積</u></p>

現行定款	変更後定款
<p>第3条～第4条（条文省略）</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,000万株</u>とする。</p> <p>第6条～第48条（条文省略）</p>	<p>合せ貨物運送を含む。)、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業</p> <p><u>72. 貨物利用運送事業法による第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業</u></p> <p><u>73. 倉庫業及び貨物運送取扱事業</u></p> <p><u>74. 自動車及び自動車用品の販売並びに自動車整備工場及び駐車場の経営</u></p> <p><u>75. 総合リース業</u></p> <p><u>76. 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分及び処理業務</u></p> <p><u>77. 各種産業用機器の設計、製作、販売、設置工事及び修理</u></p> <p><u>78. 電気工事業</u></p> <p><u>79. 機械設備及び建築物の解体</u></p> <p><u>80. 産業廃棄物及び一般廃棄物の再資源化処理物の販売</u></p> <p><u>81. 古物商</u></p> <p><u>82. 金属くずの回収及び販売</u></p> <p><u>83. 上記各種産業用機械、再資源化処理物、古物、金属くずの輸出入業務</u></p> <p><u>84. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介</u></p> <p><u>85. ファクタリング業務</u></p> <p><u>86. 造園、土木、設計施工管理一式</u></p> <p><u>87. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第4条（現行どおり）</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>13,870万株</u>とする。</p> <p>第6条～第48条（現行どおり）</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<small>たなべ かつき</small> 田邊 勝己 (1960年11月25日)	1986年10月 司法試験合格 1989年4月 弁護士登録 1993年4月 田邊勝己法律事務所 設立 所長 2013年7月 弁護士法人カイロス総合法律事務所 設立 代表社員 (現任) 2019年11月 当社執行役員 2020年11月 当社取締役 2020年12月 当社代表取締役会長 2021年12月 当社管理部管掌 (現任) 2023年8月 当社代表取締役会長兼社長 (現任) 2023年9月 当社経営企画部管掌 (現任)	3,593,500株
2	<small>いとう つよし</small> 伊藤 剛志 (1973年5月23日)	1996年4月 ソフトウェア興行株式会社入社 2008年3月 グローバルコミュニケーションズ株式会社入社 2008年10月 当社入社 2020年3月 当社執行役員 2020年11月 当社取締役 2021年4月 ソリューション事業部管掌 ソリューション事業部長委嘱 2023年8月 One's Room株式会社取締役 (現任) 2023年9月 当社取締役副社長 (現任)	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
3	くによし よしお 國吉 芳夫 (1965年7月4日)	1997年4月 リコーシステム開発株式会社入社 2002年1月 株式会社電通国際情報サービス入社 2004年2月 株式会社エイチアイ入社 2004年7月 当社設立 取締役 2006年7月 当社取締役副社長 2009年7月 当社管理部管掌 2017年1月 株式会社渋谷肉横丁代表取締役 2017年8月 株式会社エンターテインメントシステムズ代表取締役（現WHDCエンタテインメント株式会社） 2017年12月 当社ソリューション事業部管掌 2018年9月 当社管理部管掌 管理部副部長委嘱 2020年3月 当社管理部管掌 管理部長委嘱 株式会社インタープラン代表取締役 2021年12月 当社取締役内部監査室管掌 内部監査室長（現任）	22,900株
4	新任 はしもと なおき 橋本 直樹 (1964年1月20日)	1986年4月 株式会社資生堂パーラー入社 2003年4月 同社経営企画部長 2004年12月 同社取締役経営管理本部長 2017年9月 同社執行役員営業本部長 2021年7月 同社事業企画部参与 2021年11月 当社監査役（現任） 2022年1月 株式会社資生堂パーラー参与 （現任）	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	おうさか さだお 逢坂 貞夫 (1936年6月8日)	1961年4月 検察庁検事任官 1965年3月 大阪地方検察庁検事 1986年12月 大阪地方検察庁刑事部長 1989年4月 最高検察庁検事 1990年4月 熊本地方検察庁検事正 1993年12月 最高検察庁公判部長 1995年2月 大阪地方検察庁検事正 1996年6月 高松高等検察庁検事長 1997年12月 大阪高等検察庁検事長 1999年8月 弁護士登録 1999年8月 逢坂貞夫法律事務所弁護士 (現任) 当社コンプライアンス担当顧問 当社社外取締役(現任) 2017年7月 2017年9月	一株
6	あだち としひこ 足立 敏彦 (1946年7月25日)	1975年4月 東京地方検察庁検事任官 1990年4月 東京地方検察庁特別捜査部検事 2001年5月 名古屋地方検察庁次席検事 2003年4月 山形地方検察庁検事正 2005年1月 岐阜地方検察庁検事正 2006年2月 東京法務局所属公証人 2016年2月 弁護士登録 2017年3月 カイロス総合法律事務所弁護士 (現任) 当社コンプライアンス担当顧問 当社社外取締役(現任) 2017年7月 2017年9月	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	さくま ひろし 佐久間 博 (1945年4月29日)	1968年4月 株式会社住友銀行入行 1994年4月 同行取締役銀座支店長 1997年1月 同行取締役本店支配人 1998年6月 同行常任監査役 2002年1月 株式会社日本ナレッジサービス 代表取締役(現任) 2009年6月 住石ホールディングス株式会 社 社外取締役 当社社外取締役(現任) 2017年9月 株式会社セントラル・ベア ー・アセット・マネジメント 取締役(現任) 2018年12月	一株
8	げんま あきら 弦間 明 (1934年8月1日)	1959年4月 株式会社資生堂入社 1997年6月 同社代表取締役社長 2001年6月 同社代表取締役執行役員会長 2003年6月 同社相談役 2004年6月 コナミホールディングス株式会 社取締役 2013年4月 株式会社資生堂特別顧問 (現任) 2015年6月 テレビ朝日ホールディングス株 式会社取締役 監査等委員(現 任) 株式会社テレビ朝日監査役 2021年6月 コナミホールディングス株式会 社(現コナミグループ株式会 社)取締役 監査等委員 (現任) 2021年11月 当社社外取締役(現任) 2023年6月 コナミグループ株式会社上席顧 問(現任)	一株

- (注) 1. 当社は、取締役候補者田邊勝己氏が代表社員である、弁護士法人カイルロス総合法律事務所との間で顧問弁護士契約を締結しております。
2. 当社が当該顧問契約に基づき弁護士法人カイルロス総合法律事務所に当期中に支払った報酬は、当期の販売管理費合計の1.78%であります。
3. 田邊勝己氏は、当社の主要株主であります。
4. 佐久間博氏は、当社子会社の株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメントの取締役であります。

5. 伊藤剛志氏は、当社子会社のOne's Room株式会社の取締役であります。
6. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
7. 逢坂貞夫氏、足立敏彦氏、佐久間博氏及び弦間明氏は、社外取締役候補者であります。
8. 逢坂貞夫氏、足立敏彦氏、佐久間博氏の在任期間は本株主総会終結の時をもって6年、弦間明氏の在任期間は本株主総会の終結の時をもって2年となります。
9. 逢坂貞夫氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に参与した経験はありませんが、長年の検察官として培われた高度な法的専門性、幅広い視野及び高い見識により、経営全般に適切な助言を行うことを期待できると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
10. 足立敏彦氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に参与した経験はありませんが、長年の検察官として培われた高度な法的専門性、幅広い視野及び高い見識により、経営全般に適切な助言を行うことを期待できるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
11. 佐久間博氏は、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、経営全般に適切な助言を行うことを期待できると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
12. 弦間明氏は、大手企業経営者等における豊富な経験と実績を有しており、また当社経営改革会議の議長として経営全般に適切な助言を行うことを期待できると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
13. 当社と業務執行取締役でない取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款で定めており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。当社は、逢坂貞夫氏、足立敏彦氏、佐久間博氏及び弦間明氏と当該契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。弦間明氏の選任が承認された場合には、同様に契約を締結する予定であります。
14. 逢坂貞夫氏、佐久間博氏及び弦間明氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、3氏の再任が承認された場合、当社は3氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

当社常勤社外監査役橋本直樹氏が、第2号議案 取締役選任により承認された場合には、本総会終結の時をもって当社監査役を辞任いたします。つきましては、その補欠として新たな常勤社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <small>てづか ひろし</small> 手塚 宏 (1963年4月2日)	1987年4月 株式会社東芝オフィスオートメーション入社 1997年10月 株式会社APTI入社（現株式会社JBアドバンスト・テクノロジー株式会社） 2004年10月 JBSテクノロジー株式会社入社 取締役 2007年9月 株式会社クラフト・ビュー設立 代表取締役 2011年10月 株式会社MAP経営入社 2017年11月 経営支援コンサル MASSELL設立 代表 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 手塚宏氏は長年のIT企業での実務経験を有しており、その中で培われた高度な技術的専門性、幅広い視野及び高い見識を有しております。また現在、会社経営支援コンサル業に関与しており、それらの経験から経営全般に適切な助言を行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 手塚宏氏は常勤社外監査役候補者であります。
4. 当社と監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款で定めており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。手塚氏の選任が承認された場合、上記の責任限定契約を新たに締結する予定であります。

第4号議案 第三者割当による第13回乃至第15回新株予約権の発行の件

本議案は、会社法第238条に基づき、下記の第三者割当による新株予約権の発行について、ご承認をお願いするものであります（以下、当該発行に係る新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。

また、本新株予約権が全て行使された場合、25%以上の大規模な希薄化及び有利発行（本新株予約権の払込金額がこれを引き受ける者に特に有利な金額であることをいいます。）が生じます。そのため、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様ご意思確認を併せて行います。

また、当社が2019年4月1日に発行した第10回新株予約権及び2020年6月15日に発行した第11回新株予約権の全て並びに2022年4月28日に発行した第12回新株予約権のうち30,800個については、2023年10月16日付で同日に取得及び消却することを決議しております。詳細は本日付で公表の「第三者割当による第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の取得及び消却並びに資金使途の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 発行要項

<第13回新株予約権の発行の概要>

1. 新株予約権の名称 THE WHY HOW DO COMPANY株式会社第13回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額金 3,300円
(本新株予約権1個あたり0.01円)
3. 申込期日 2023年11月29日
4. 割当日及び払込期日 2023年11月29日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2)本新株予約権の目的である株式の総数は33,000,000株（本新株予約権1個あたり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数 330,000個
 8. 各本新株予約権の払込金額 金0.01円
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、25円とする。
10. 行使価額の調整

- (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} \times \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合、EVO FUND又はその関係会社若しくは関係法人に交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。但し、EVO FUND又

はその関係会社若しくは関係法人に対して割り当てる場合を除く。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利(但し、第14回新株予約権及び第15回新株予約権を除く。)を発行する場合(無償割当の場合を含む。但し、EVO FUND又はその関係会社若しくは関係法人に対して割り当てる場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ①0.01円未満の端数を四捨五入する。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
2023年11月30日（当日を含む。）から2028年11月30日（当日を含む。）までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由
該当事項なし。
14. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
16. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所以に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3)本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所以に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 行使請求受付場所 株式会社アイ・アールジャパン
19. 払込取扱場所 城南信用金庫 九段支店
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
21. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

- (1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼社長に一任する。

I. 発行要項

<第14回新株予約権の発行の概要>

1. 新株予約権の名称 THE WHY HOW DO COMPANY株式会社第14回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額金 3,300円
(本新株予約権1個あたり0.01円)
3. 申込期日 2023年11月29日
4. 割当日及び払込期日 2023年11月29日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2)本新株予約権の目的である株式の総数は33,000,000株（本新株予約権1個あたり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 330,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金0.01円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをい

う。以下同じ。) する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。) は、25円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当社普通株式を新たに交付する場合 (但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。) の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主 (普通株主を除く。) に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合 (無償割当の場合を含む。) 当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利 (但し、第13回新株予約権及び第15回新株予約権を除く。) を発行する場合 (無償割当の場合を含む。但し、EVO FUND又はその関係会社若しくは関係法人に対して割り当てる場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日 (新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日) の翌日以降これを適用する。但し、その

権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

- ①0.01円未満の端数を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日

における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数
を含まないものとする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場
合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収
分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価
額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由
の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あら
かじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使
価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新
株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前
日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やか
にこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2023年11月30日（当日を含む。）から2028年11月30日（当日を含
む。）までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

該当事項なし。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び
資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する
資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金
等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場
合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増
加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

(1)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間
中に第18項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知し
なければならない。

(2)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な
事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる
金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する
口座に振り込むものとする。

(3)本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に行

使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所 株式会社アイ・アールジャパン

19. 払込取扱場所 城南信用金庫 九段支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

- (1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼社長に一任する。

I. 発行要項

<第15回新株予約権の発行の概要>

1. 新株予約権の名称 THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社第15回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額金 3,300円
(本新株予約権1個あたり0.01円)
3. 申込期日 2023年11月29日
4. 割当日及び払込期日 2023年11月29日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2)本新株予約権の目的である株式の総数は33,000,000株（本新株予約権1

個あたり100株（以下、「割当株式数」という。）とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数 330,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金0.01円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、25円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整

後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第13回新株予約権及び第14回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。但し、EVO FUND又はその関係会社若しくは関係法人に対して割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

①0.01円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2023年11月30日（当日を含む。）から2028年11月30日（当日を含む。）までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当

社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の2週間以上前に本新株予約権者に通知することにより、本新株予約権1個当たり払込金額と同額（対象となる本新株予約権者の個数を乗して1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株件の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

(1)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3)本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所 株式会社アイ・アールジャパン

19. 払込取扱場所 城南信用金庫 九段支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

21. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

- (1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼社長に一任する。

I. 発行要項

<第1回無担保普通社債>

1. 社債の名称

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社第1回無担保普通社債（以下「本社債」という。）

2. 社債の総額

金600,000,000円

3. 各社債の金額

金15,000,000円の1種

4. 社債の利率

年率1.0%

5. 償還の方法及び期限

本社債は、2028年11月30日（以下「償還期日」という。）に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還に関しては第15項に定めるところによる。

6. 利息支払の方法及び期限

本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付し、償還期日において元金の償還と同時に一括して支払う。償還期日後は利息を付さない。利息の金額は、1年を365日として日割計算されるものとする。

7. 本社債の券面

社債券の券面は発行しない。

8. 各社債の払込金額

各本社債の金額100円につき金100円

9. 払込期日

2023年11月29日

10. 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。

11. 募集の方法

EVO FUNDに全額を割り当てる。

12. 分割制限

本社債は、各社債の金額（15,000,000円）未満の金額に分割することができない。

13. 金融商品取引法による届出の免除

本社債に関しては、本社債の発行に係る取得勧誘が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金融商品取引法」という。）第2条第3項第2号ハに掲げる場合に該当することにより、当該取得勧誘に関し金融商品取引法第4条第1項の規定による届出は行われていない。

14. 転売時の告知義務

本社債を取得した者が当該本社債を譲渡する場合には、その相手方に対し、次の（1）及び（2）に掲げる事項を告知し、あらかじめ又は同時にその相手方に対し当該告知事項を記載した書面を交付しなければならない。

（1）本社債に関しては、本社債の発行に係る取得勧誘が金融商品取引法第2条第3項第2号ハに掲げる場合に該当することにより、当該取得勧誘に関し金融商品取引法第4条第1項の規定による届出が行われていないこと。

（2）本社債には、各社債の金額（15,000,000円）未満の金額に分割することができない旨の制限が付されていること。

15. 本社債の繰上償還

（1）当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」という。）の5営業日前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円に経過利息相当額（以下、第(4)号において定義する。）を加えた金額で繰上償還することができる。

（2）当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が27.5円以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円に経過利息相当額を加えた金額で繰上償還することを請求（以下「繰上償還請求」という。）することができる。

（3）当社が2023年11月29日に発行を予定している第13回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権（以下総称して「本新株予約権」という。）の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から以前に当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額を控除した額が本社債の金額（15,000,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含む。）又は当社と社債権者が別途合意する日を

繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円に経過利子相当額を加えた金額で繰上償還する。但し、未償還の本社債が当該整数に満たない場合には、残存する全ての本社債を繰上償還するものとする。

- (4) 本項において「経過利息相当額」とは、各本社債の金額100円につき、払込期日の翌日から繰上償還日までの期間に対して本社債の利率を適用して計算される金額をいう。

16. 社債管理者

本社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。

17. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 管理部
東京都新宿区愛住町22番地

18. 社債権者に対する通知の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の方法によりこれを行う。

19. その他

その他本社債の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役会長兼社長に一任する。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、2023年11月27日（月曜日）午後6時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又はタブレットから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

[議決権行使ウェブサイトアドレス]

<https://www.net-vote.com/>

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

(2) 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによつて複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

(1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

(2) パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

4. ご留意事項

(1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。

(2) 株主様のインターネット利用環境等によつては、ご利用いただけない場合がございます。

5. スマートフォンをご利用の方

QRコード読取機能付のスマートフォンから招集ご通知に同封の議決権行使書用紙の表面に記載された「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。スマートフォン用議決権行使ウェブサイトの画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

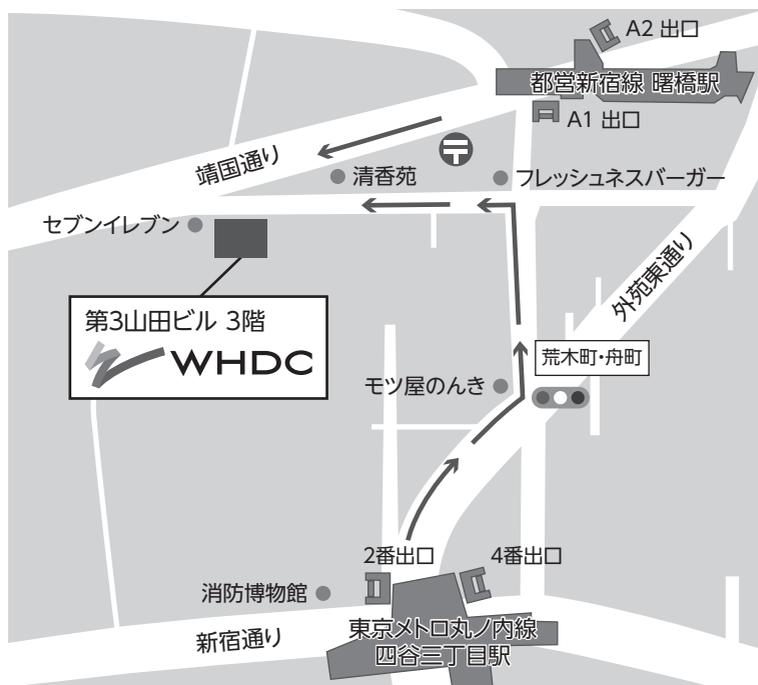
[専用ダイヤル] 0120-975-960

[受付時間] 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区愛住町22番地 第3山田ビル
THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
本社3階 会議室
電話 (03) 4405-5460 (代表)



交 通 都営新宿線 曙橋駅 (A1出口より徒歩約4分)
東京メトロ丸ノ内線 四谷三丁目駅 (2番出口より徒歩約8分)



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。